

3月定例町議会

介護保険条例の制定や

平成12年度予算など25議案が可決

3月2日から24日までの23日間を会期として、3月定例町議会が開かれました。

今議会では、条例の制定や一部改正、新年度予算など25議案が審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

(一般質問については、来月号に掲載します)



提案理由を説明する賞川町長

▼地方分権の推進を図るための関係条例の整備に関する条例の制定

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成11年7月に公布され、今年の4月1日から施行されることになり、地方自治法など475の法律が改正されることに伴って、これらに関する町条例が整備されました。

▼手数料条例の制定

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行による地方自治法の改正に伴って、地方公共団体の手数料はすべて条例で定めることになりました。このため、当町においても既存の条例及び法令等に基づいて定められていた町手数料規則が廃止され、新た

に条例が制定されました。

▼介護保険条例の制定

今年の4月1日から施行される介護保険の実施にあたり、保険料率、保険料納期及び保険料に関する特別対策関連事項等、介護保険事業計画に基づいて、新たに町条例が制定されました。

▼介護保険円滑導入基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定

介護保険という新しい制度に向け、政府が打ち出した特別対策のうち、高齢者の保険料に係る特別措置に対応するために、国庫交付金を受け入れるための基金が設置されました。

▼介護保険給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定

介護保険の運営については、中期財政運営期間の3年間を基本期間として財政上の均衡を保つよう配慮しているところですが、特殊な状況下によって保険給付費の急激な高騰を招くことも考えられ、このような予期し

ない給付費の上昇が直接保険料額に影響を及ぼすことのないよう、財政調整の機能を持たせた基金が設置されました。

▼ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正

町が独自で派遣するホームヘルパーについて、介護保険制度との均衡を考慮し、派遣手数料が改正されました。

▼農業集落排水処理施設条例の制定

平成8年度から継続事業として実施してきた木戸台地区農業集落排水処理施設が間もなく完成し、平成12年度から供用を開始できる見込みとなったため、この事業の円滑な推進と施設の適正な維持管理を行なうために新たに町条例が制定されました。

▼印鑑条例の一部改正

民法の一部改正によって、禁治産者の制度が成年後見制度に改められたことに伴い、町条例の一部が改正されました。

▼国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法の一部を改正

する法律が、今年の4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部が改正されました。

▼国民健康保険税条例の一部改正

介護保険法の成立によって、医療保険者が介護納付金を納付することとされたことに伴い、地方税法の一部が改正され、介護保険の第2号被保険者に対し、従来の国保税と合算して介護納付金課税額を賦課、徴収することになったため、町条例の一部が改正されました。

▼共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

横芝町文化会館の開館時間を、利用者の利便性を考慮して、現在より30分延長し午後10までに、町条例の一部が改正されました。

▼B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

横芝町B&G海洋センターの開館時間を、利用者の利便性を考慮して、現在より30分延長し午後10までに、町条例の一部が改正されました。